

2011年3月7日  
郵便事業株式会社

## 国際スピード郵便(EMS)と国際書留サービス等の新割引サービスの拡大

国際スピード郵便(EMS)に年間実績割引を追加、国際書留サービスには割引制度を新設

郵便事業株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉真一)は、平成23年4月1日から、国際スピード郵便(EMS)及び国際書留サービスに新たな割引サービスを創設し、航空優先大量郵便物(Dメール)及び航空非優先大量郵便物(Pメール)※の引受条件を緩和します。

今後も多くのお客さまに弊社サービスをご利用いただけるよう、サービス改善に努めてまいります。

※航空優先大量郵便物(Dメール)及び航空非優先大量郵便物(Pメール)とは、同一の差出人様から当社が指定した支店に印刷物(定期刊行物、書籍、カタログ、DM、業務用書類、その他一般印刷物)を同時に500通以上区分して差し出された場合、特別料金を適用するサービスです。詳細につきましては、ゆうびんホームページ <http://www.post.japanpost.jp/index.html> をご覧ください。

### 1 国際スピード郵便(EMS)及び国際書留サービスの割引サービス

#### (1) 国際スピード郵便(EMS)の割引サービス

過去1年間に、国際スピード郵便(EMS)を6千個以上ご利用いただいたお客さまを対象に、年間を通じて同じ割引率を適用する年間実績割引を追加します(詳細は別添のとおり)。

#### (2) 国際書留サービスの割引サービス

国際書留郵便ラベルを使用して、1回又は1か月間に一定通数以上の国際書留をご利用いただくお客さまを対象に、差出しの都度割引、月間割引、区分割引、集配支店等差出割引を新設します(詳細は別添のとおり)。

#### 【割引サービスの概要】

	平成23年4月1日から	現在
国際スピード郵便(EMS)	差出しの都度割引 月間割引 <b>年間実績割引(※1)</b>	差出しの都度割引 月間割引
国際書留サービス	<b>差出しの都度割引</b> <b>月間割引</b> <b>区分割引(※2)</b> <b>集配支店等差出割引(※2)</b>	なし

※1 年間実績割引は、割引の適用を希望する月の前月15日までにお申し出ください。

※2 1回の差出通数が50通以上としたものが対象です。

- 2 航空優先大量郵便物(Dメール)及び航空非優先大量郵便物(Pメール)の引受条件の緩和  
Dメールについては、「印刷物」の引受重量の上限を2kgまで拡大します。また、Dメール・Pメールともに「小形包装物」を新たに対象とします。さらに、引受支店を現在の10支店から32支店へ拡大します。

以上